神奈川県高圧ガス防災協議会運送基準（2026 改訂版）

第１章　総則

（目的）

第１条　この基準は、高圧ガスを運送するにあたり、高圧ガス保安法、道路交通法、その他関係法令及びこの基準の遵守並びに神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針に基づき運送者に定期的に保安教育の機会を与える講習としての教育制度及び内容を明確にし、公益社団法人神奈川県高圧ガス防災協議会の責務並びに高圧ガス運送事業者の責務等を定め、高圧ガス事故に係る災害を防止し、公共の安全の確保を目的とする。

（関係法令等）

第２条　高圧ガス容器の積載並びに荷下ろし時の取扱及び運送並びに納入時における作業について、遵守する法令等は次の各号に掲げるものとする。

(1) 高圧ガス保安法（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）
(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という）
(3) 毒物及び劇物取締法
(4) 労働安全衛生法
(5) 道路交通法
(6) 貨物自動車運送事業法
(7) 道路法
(8) 神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針

第２条の 2　神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針第４章第７条に次のとおり定められている。

第４章　移動

（移動時に係る事項）

第７条 高圧ガスの移動にあっては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項 を満足すること。

（１） 高圧ガスを車両により移動するとき（容器の内容積が 25Ｌ以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50Ｌ以下である場合を除く。）は、知事の指定する団体が行う講習を団体が指定する期間内に受講 すること。

2　神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針同解説第７条に次のとおり定められている。

（解説）

第７条 「移動時に係る事項」について

（１） 知事の指定する団体とは、公益社団法人神奈川県高圧ガス防災協議会を指す。 当

該規定は、公道等において、高圧ガスを安全に運ぶために必要な保安上の措置等について、運送者に定期的な保安教育の機会を与えることを目的としている。 このため、他県において、高圧ガスの移動に関する講習会を受講している場合においては、本項の講習を受講したものとみなすことができる。

（適用）

第３条　本条は、この基準が適用される神奈川県内を通行する車両のうち高圧ガスを充塡した容器を車両により運送する次のものとする。

(1)　タンクローリー

(2)　バルクローリー

(3)　一般高圧ガス保安規則が規定する高圧ガスを充塡した容器を積載し運送する車両

(4)　液化石油ガス保安規則が規定する液化石油ガスを充塡した容器を積載し運送する車両

(5)　その他自走できない高圧ガス容器を積載・牽引し運送する車両

（適用除外）

第４条　次の車両は、本基準を適用しないものとする。

(1)　少量高圧ガス移動者に該当する車両

(2)　緊急車両、その他法令が除外する車両

（用　語）

第５条　この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

なお、本基準において使用する「運送」の意義は、高圧ガスを充塡した容器を車両により移動することをいい、高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）に規定する「移動」と同義とする。

(1)「県指針」　神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（以下、「県行政指導指針」という）

(2)「政令市」　横浜市、川崎市、相模原市の３市

(3)「例示基準」　高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則および液化石油ガス保安規則に定める技術基準の適合を判断する具体的に例示した基準である。

(4)「協議会」　（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会

ア　高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一般高圧ガス高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の運用に規定する「事故等が発生した際に共同して対応するための組織」として指定された団体

イ　行政指導指針に基づき運送員に定期的に保安教育の機会を与える知事が指定する団体

(5)「高圧ガス保安協会」　高圧ガス保安協会とは、高圧ガス保安法第 59 条の 2 により設立された特別民間法人（なお、高圧ガス保安協会は、高圧ガス保安法の改正等に伴う技術評価等を経済産業省に対し、進言・助言等を行う組織）

(6)「高圧ガス占有者」　高圧ガスが充填された容器を車に積載した場合において、高圧ガス保安法上の占有となり、輸送する者（運転者）が占有者となり、罰則を受ける者となる。

(7)「少量高圧ガス移動者」　容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下で高圧ガスを運ぶ者

(8)「運送員」　協議会が発行する運送員証を有し、高圧ガスを車両により運送する者

(9)「運送指導員」　運送事業者に選任され協議会が発行する運送指導員証を有し、運送員の保安教育・訓練を実施その他管理・監督する者

(10)　「専任運送指導員」　運送指導員が運送員をグループ単位に管理する場合において、4 グループ以上で構成している場合において統括して指導・監督する者

(11)「運送者」　運送員、運送指導員及び専任運送指導員をいう。

(12)「防災事業所」　経済産業省の指導に基づき移動途上における高圧ガスによる災害の拡大防止に必要な活動を行う協議会が指定した事業所

(13)「保安・安全教育」　高圧ガス保安法及び液化石油ガス法並びに県指針及び労働関係法令並びに道路交通規制関係法令に定められた教育

(14)「罰則」　高圧ガスを積載して運送する運転者が起こした事故等においては、道路交通法違反に加え高圧ガス保安法の罰則が適用される。

(15)「両罰規定」　高圧ガス保安法では、運転者が起こした事故等により高圧ガス保安法の違反があった場合は事業主にも罰則が適用される。

（保安・安全教育）

第 6 条　保安・安全教育の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　高圧ガス保安法

(2)　神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針

(3)　道路交通法

(4)　貨物自動車運送事業法

(5)　労働安全衛生法

（事故報告）

第 7 条　高圧ガスの漏洩や漏洩に伴う引火並びに高圧ガス容器により人的被害（法令違反がある場合）は、法令に基づく事故届が義務づけられている。

2　上記以外の事故であって交通事故により容器が散乱した事故については、事業者は協議会に事故の概要を別に定める「事故概要報告要領」により行うものとする。

3　この報告については、本基準で定める講習会及び協議会が主催する「行政・警察・消防・防災事業所連絡会議」等で共有するための資料として活用する。なお、この資料には、事故概要のみを用いるものとする。

4　事故概要報告の内容は、次のものとする。

(1)　事故の現象

(2)　容器散乱に伴う物的被害並びに容器散乱に伴う交通障害の対応（防災事業所又は自社事業所のみの対応）

(3)　事故発生から交通解除までの時間

第二章　協議会の責務

（協議会の責務）

第8条　事業所に対して、各種法令、県指針及び当該基準について周知し、遵守するよう指導する。

2　知事が指定する団体として運送員証、運送指導員証及び専任運送指導員証を発行する。

3　第11条（第4項を除く）の講習会等を実施する。

4　県指針に基づく講習修了後、速やかに講習受講者状況を神奈川県及び政令3市に報告する。

5　事業所から運送員証明書発行申請があった場合には、第12条で定める要件を満たしていることを確認した上で、運送員証明書を発行する。

6　事業所から運送指導員の登録申請があった場合には、第13条で定める要件を満たしていることを確認した上で、運送指導員登録簿に記入し、運送指導員証を発行する。

7　事業者から専任運送指導員の登録申請があった場合には、第14条で定める要件を満たしていることを確認した上で、専任運送指導員登録簿に記入し、専任運送指導員証を発行する。

8　第7条（事故概要報告）の報告があった場合は、4月から翌年3月までを集計して講習会等で報告する。

9　第2条関係法令関係機関と連携を図り、関法法令等の改正等に関する情報収集に努める。

10　神奈川県・政令市・警察・消防及び防災事業所との情報連絡会議（行政・警察・消防・防災事業所連絡会議）を定期的に開催する。

11　防災事業所を整備し、警察、消防等の要請を受けた場合等は、防災事業所を出動させる。

12　防災事業所については、定期的に見直しを実施し、防災事業所一覧として「運送員必携」に掲載し、運送業者等に情報提供する。

13　神奈川県が主催する防災訓練に参加するほか、各地区においてもミニ防災訓練を開催する。なお、ミニ防災訓練は、他団体との共催又は防災事業所出動訓練を妨げるものではない。

14　協議会は、各種法令、県指導基準を満足し、かつ、有効に運用されていることを確認するため、事業者に対して自主点検事業を実施する。

（自主点検事業）

第9条　自主点検事業の点検は、原則として防災事業所および協議会が承認した事業所が実施するものとする。

2　自主点検事業の実施時期及び実施基準は、次により実施する。

(1)　高圧ガスバラ積容器運送車両点検指導

ア　毎年 10 月 1 日から 31 日の 1 か月間

イ　詳細の実施基準は、協議会が定める「高圧ガスバラ積容器運送車点検指導要領」に定める。

(2)　一般高圧ガスタンクローリー点検指導

ア　毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日の 2 か月間

イ　詳細の実施基準は、協議会が定める「一般高圧ガスタンクローリー点検指導要領」に定める。

3　実施結果は、次により判定する。

(1) 点検の結果ですべて適合している場合は、「点検適合証」を交付する。

(2) 点検の結果で 1 項目でも不適があった場合は、「点検証」を交付する。

4　指導等不備が検出された車両を保有する事業者には、保安教育の実施等により法令順守の徹底を図るよう協議会が指導する。

（防災事業所）

第 10 条 防災事業所は、警察・消防から要請があった場合は迅速な出動を行うとともに関係機関に「応援・助言」に努める。

2　防災事業所は、日ごろから防災出動に対応した訓練（事業所防災訓練を含む。）に努める。

3　防災事業所は、協議会が実施する防災出動訓練等に参加する。

（講習等の実施）

第 11 条　神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針が定める知事の指定する団体が行う講習は、次のものである。

(1)　「高圧ガス運送基準指導講習」（以下、「運送員保安講習」という。）

ア　講習内容は、次のものとする。

(ｱ)　高圧ガスの移動に係る関係法令（労働安全・貨物運送事業を含む）及び運送基準

(ｲ)　行政指導に関する事項

(ｳ)　事故防止策に関する道路交通法規

(ｴ)　運送基準に規定する高圧ガスの取扱

イ　新規に指名された運送員は 1 年以内に本講習を受講することとする。

(ｱ)　受講頻度は、受講年度から 3 年度以内に 1 回以上とする。

(ｲ)　講習実施期間は原則毎年 7 月から１２月とし、県内各地区で適宜実施とする。

(2)　「高圧ガス運送指導員資格取得更新講習」（以下、「運送指導員保安講習」という。）

ア　講習内容は、次のものとする。

(ｱ)　高圧ガスの移動に係る関係法令（労働安全・貨物運送事業を含む）及び運送基準

(ｲ)　行政指導に関する事項

(ｳ)　事故防止策に関する道路交通法規
(ｴ)　運送基準に規定する高圧ガスの取扱
(ｵ)　試験考査（講習終了後回収）
イ 新規に選任された運送指導員は１年以内に本講習を受講することとする。
ウ 受講頻度は、受講年度から２年度以内に１回以上とする。
エ 講習実施期間は原則毎年７月から１２月とし、県内各地区で適宜実施とする。
(3)　専任運送指導員保安講習
ア 講習内容は、次のものとする。
(ｱ)　高圧ガスの移動に係る関係法令（労働安全・貨物運送事業を含む）及び運送基準
(ｲ)　行政指導に関する事項
(ｳ)　事故防止対策に関する道路交通法規
(ｴ)　運送基準に規定する高圧ガスの取扱
(ｵ)　試験考査（講習終了後回収）
イ　受講頻度は、受講年度を含め１年に１回以上とする。
ウ　講習実施期間は原則毎年１月から２月とし、開催場所は適宜実施とする。
２　団体（高圧ガス保安協会又は全日本トラック協会等）が実施する高圧ガス及び運送事業並びに交通安全等に関する講習事業を受託するなど高圧ガス運送事業者への有益な情報提供に関する講習等
３　その他事業所又は団体等から要請され会長が承認する講習等
ただし、講習は、運送基準に関する講習内容とする。
なお、本講習については、指定事業講習ではないため講習受講証明を交付しないものとする。
４　第１項の受講対象者は、次条から第１４条に定めるものである。

（運送員）

第12条　運送員は、協議会が発行した運送員証の交付を受けたものとする。
２　新たに講習実施期間外に運送員とする場合は、別に定める「運送員証明書発行申請要領」により「運送員証明書」の交付を受け従事させるものとする。
３　運送員証明書の有効期限は、発行した年の１２月末日までとする。ただし、講習終了月に発行したものは、翌年の12月末日まで有効とする。

（運送指導員）

第13条　運送指導員は、協議会が発行した運送指導員証の交付を受けたものとする。
２　運送指導員は、運送員５人に一人を目安に選任する。なお、運送指導員は、規定人数以上を選任することを妨げるものではない。
３　次条の専任運送指導員を選任不要の事業所においては、あらかじめ、運送指導員の代理者を選任し、運送指導員が欠員又は旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことがで

きない場合に、その職務を代行させるものとする。この場合において、運送指導員の代理者は、第 11 条で定める運送指導員保安講習を受講した者のうちから、選任しなければならない。

（専任運送指導員）

第 14 条　専任運送指導員は、運送指導員が運送員をグループ単位に管理する場合において、4 グループ以上で構成している場合において選任する。なお、事業所が必要とする場合は、2 グループ単位から選任できる。また、専任運送指導員を複数人選任することは、可能とする。

2　専任運送指導員は、専任運送指導員講習受講済者から選任し、協議会が発行した専任運送指導員証の交付を受けたものとする。

3　専任運送指導員受講資格者は、運送指導員の経験が 6 年以上の経験を有する者に限る。

4　事業者は、専任運送指導員を選任したとき、別に定めるに「専任運送指導員登録要領」に基づき「専任運送指導員登録簿」への登録申請を行う。

なお、申請時には、前項の資格を証明する書類を添えて行う。

5　専任運送指導員が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行させる代理者を、あらかじめ選任し、第 4 項の登録時に併せて申請する。ただし、代理者のみのその都度の変更申請は不要とし、専任運行指導員の変更時に現行の代理者を申請する。なお、代理者が当初の申請時と変わらない場合であっても申請書に記載する。

第 3 章　事業者の責務

（事業者の責務）

第 15 条　運送及び運送に伴う作業について各種法令に関する規制状況を把握し、適正に遵守すること。

2　最新の運送員必携を携行させること。

3　協議会から提供された各資料等を運送者に周知すること。

4　運送者に保安教育、安全教育が適切に行われるよう配慮すること。

5　飲酒及び健康状態を把握するための点呼及び過労にならないよう運転時間に配慮した運行計画により配送するよう努めること。

6　運送者には、常に運送員証、運送指導員証又は専任運送指導員証（第 14 項において「運送員証等」という）を携行させること。なお、講習実施期間外に採用した運送員については、本基準に定める方法により取得し交付を行うものとする。

7　運送員証の交付を行う時は、運送員証に写真の貼付及び氏名等の必要な事項が記載されたものを交付すること。なお、講習会場において写真や記載のない運送員証を持参した場合は、所属等を証明してないことから原則として受講できないものとする。

8　運送員に第 6 条、第 16 条及び第 19 条から第 27 条に関する事項の保安教育等を実施する。

9　保安教育は、専任運送指導員又は運送指導員が実施するものとする。

10　運送員及び運送指導員に協議会が実施する講習会を受講させること。なお、第 13 条第 3

項の代理者をあらかじめ選任すること。

11　専任運送指導員に、協議会が実施する専任運送指導員保安講習を受講させること。

12　第９条の自主点検事業を受検すること。

13　自社の防災訓練を実施するとともに神奈川県等が実施する防災訓練及び協議会が実施するミニ防災訓練等に参加すること。

14　日常点検等によりアオリ板ロックのチェックや必要事項（荷主等）記載済みのイエローカード携帯、運送員必携（防災事業所一覧）・運送員証等の携帯などを徹底させ、その結果により修理・交換等の措置が必要な場合は速やかに対応し、法に抵触しないよう措置をすること。

（運送員の責務）

第 16 条　運送するときは、運送員証又は仮運送員証を必ず携帯すること。

2　保安教育を年 1 回受講すること。
なお、第 11 条第 1 項第 1 号の講習会に参加した場合は、これに替えることができる。

3　協議会が実施する講習会を 3 年に 1 回受講すること。

4　日常点検を実施し、点検内容を運送指導員に報告すること。

5　工具資材等について、月 1 回点検し、清潔に保たれていることを年 1 回確認すること。
なお、必要に応じて、清掃等を行い清潔を保つこと。

6　日常点検により修理・交換等が必要な場合は、点呼時に事業者に報告すること。

7　運送する高圧ガスの特性及び容器の取扱について基礎的な知識を有するよう努めること。

（運送指導員の責務）

第 17 条　運送するときは、運送指導員証を必ず携帯すること。

2　保安教育を年 1 回受講すること。
なお、第 11 条第 1 項第 2 号の講習会に参加した場合は、これに替えることができる。

3　協議会が実施する講習会を 2 年に 1 回受講すること。

4　第９条の自主点検を行うこと。

5　運送員が実施する日常点検の点検内容を確認し、検印後保管すること。

6　日常点検により修理・交換等が必要な場合は、事業者に報告するとともに措置を行うこと。

7　工具資材等について、月 1 回点検し、清潔に保たれていることを年 1 回確認すること。
なお、必要に応じて、清掃等を行い清潔を保つこと。

8　運送する高圧ガスの特性及び容器の取扱について基礎的な知識を有するよう努めること。

9　運送員の健康状態の把握及びアルコールチェックを実施に関すること。

10　修理・交換等を行った場合は、修理・交換記録を作成し、その記録を１０年間保存すること。

11　専任運送指導員を選任していない場合は、次の業務を実施する。

(1)　教育計画・安全教育の立案及び推進を行うこと。

(2)　運送員の保安教育を年1回以上実施すること。
(3)　防災訓練の企画及び推進を行うこと。
なお、防災訓練は、自社が実施するほか神奈川県又は協議会などが実施するものを含む。
(4)　事故が発生した場合におけるその原因の調査及び対策の検討を行うこと。
(5)　事故届及び事故概要報告の作成及び報告に関すること。
(6)　第2条に掲げる法令に関する情報の収集を行うこと。

（専任運送指導員の責務）

第18条　運送するときは、専任運送指導員証を必ず携帯すること。
2　協議会が実施する保安講習を年1回受講すること。
3　運送指導員の保安教育を年1回実施すること。
4　上記のほか、前条第11項各号の業務を実施する。

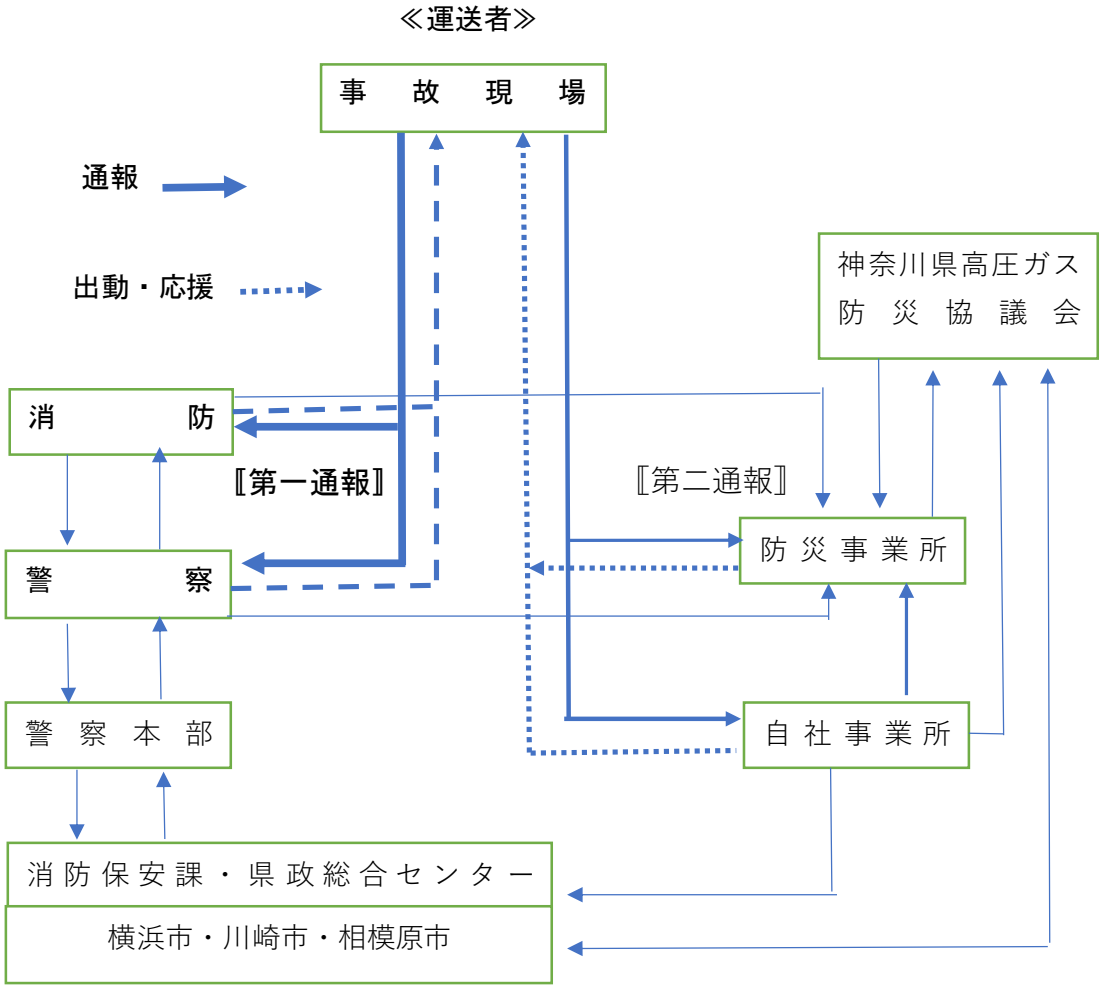
第4章　運送時における基準

（法令遵守）

第19条　事業者は、高圧ガスの運送を行うにあたり、第2条の関係法令における運送及び運送に伴う作業に関する基準等に定めるもののほか、次条から第27条に定める事項を遵守しなければならない。

（事故発生時の緊急措置）

第20条　運送者は、事故が発生した場合に、消防・警察に第1報の事故報告を行う。
2　運送者が通報を行わないとき又は通報が遅れたときにおいて、道路交通法等に抵触する行為に相当する場合があるので速やかな通報に努める。
3　第1報の通報したのちに第2報として自社事業所又は出荷先に連絡する。
4　自社事業所は、事故の報告があったとき、速やかに関係機関に連絡を行う。
5　運送者は、警察官及び消防吏員等に積載している高圧ガスに関するイエローカードを提示する。
6　事故時には、災害の拡大を速やかに防ぐため防災事業所の防災要員の協力を得て、災害防止並びに事故処置を行うものとする。
7　交通事故等により容器の散乱が発生した場合は、現場検証後に事業者自らが事故現場に赴き容器の回収等を行うことを前提としつつ、交通渋滞の速やかな解消のため積極的に防災事業所を活用し、速やかな容器回収を行い交通渋滞の軽減に努めること。
8　特殊高圧ガスに係る緊急措置については、本規準に定めるほか、「特殊材料ガス等取扱指針」（平成14年4月制定　平成24年2月改定（一社）神奈川県高圧ガス保安協会）によるものとする
9　緊急連絡は、次により行う。



（事故時の対応）

第 21 条　協議会が別途定める「高圧ガス運送車緊急措置作業基準」に基づく適切な措置を講じる。

2　ガスの漏洩があった場合は、その個所の確認及び修理を行う。

3　可燃性ガスにあっては、付近の火気の管理、特に使用している場合は、使用中止を求める

4　着火したときは、容器破裂等の危険のない場合は初期消火に努める。

5　毒性ガスについては、携帯している除害剤により漏えいしたガスの除害に努める。

6　事故現場に付近の人を近寄らせないとともに、通行人に対する交通遮断を行う。

7　応援を依頼する相手には作業内容を正確に伝え協力してもらう。

8　高圧ガスの着火により消火できない場合は、状況に応じて安全な場所に避難する。

9　ガスの漏えい個所の修理ができない場合は、状況に応じた安全な場所に移動し、修理を行う。

（運送車等の区分）

第 22 条　高圧ガスを積載し移動する車両等は、積載する高圧ガスの種類、積載形態、数量に応じて、次のとおり区分する。

高圧ガスの種類	高圧ガスの積載形態	高圧ガスの数量	運送車の区分
可燃性ガス 特定不活性ガス 酸素 三フッ化窒素	車両に固定した容器により高圧ガスを運送する場合		１級
	充塡容器等を車両に積載して高圧ガスを運送する場合	圧縮ガスにあっては容積１００立方メートル、液化ガスにあっては質量１，０００キログラムを超える高圧ガス	２級
		圧縮ガスにあっては容積１５立方メートルを超え、１００立方メートル以下の高圧ガス、液化ガスにあっては質量１５０キログラムを超え、１，０００キログラム以下の高圧ガス	３級
		圧縮ガスにあっては容積１５立方メートル、液化ガスにあっては質量１５０キログラム以下の高圧ガス	４級
毒性ガス	車両に固定した容器による運送及び充塡容器等を車両に積載して高圧ガスを運送する場合	圧縮ガスにあっては容積１００立方メートル、液化ガスにあっては１，０００キログラム以上の高圧ガス	５級
		圧縮ガスにあっては容積１００立方メートル、液化ガスにあっては１，０００キログラム未満の高圧ガス	６級
その他のガス	車両に固定した容器による運送及び充塡容器等を車両に積載して高圧ガスを運送する場合		７級

2　車両には、消火設備を前項の区分に応じ、消火器の種類、能力単位、個数を次のとおりとする。

(1)　高圧ガス積載する車両（移動式製造設備車両を除く）

別表１

区　分	高圧ガスの種類	消　火　器　の　種　類		備付け等備考
		消火薬剤の種類	能力単位	
１　級	可燃性ガス	粉末消火剤	Ｂ－１０、２個相当	適用例記載
	酸　　素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	粉末消火剤	Ｂ－８、２個相当	適用例記載
２　級	可燃性ガス 酸　　素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	粉末消火剤	Ｂ－１０、２個相当	適用例記載
３　級	可燃性ガス 酸　　素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	粉末消火剤	Ｂ－１０、１個相当	適用例記載
４　級	可燃性ガス 酸　　素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	粉末消火剤	Ｂ－３、１個相当	適用例記載
５　級	毒性ガス	粉末消火剤	Ｂ－６、１個相当	適用例記載
６　級	毒性ガス	粉末消火剤	Ｂ－３、１個相当	適用例記載
７　級	その他のガス	粉末消火剤	Ｂ－１、１個相当	適用例記載

(2)　移動式製造設備の車両

ガス区分	停滞量	消火器の種類		備付け等備考
		消火薬剤の種類	能力単位	
可燃性ガス 酸素 三フッ化窒素	１０ｔ	粉末消火器	Ｂ－10、３個相当	適用例記載
特定不活性ガス	２０ｔ	粉末消火器	Ｂ－10、２個相当	適用例記載

3　車両には、第１項の区分に応じ次のとおり携行品を備えなければならない。　　別表２

品目		個数	摘要	運送車の区分						
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保護具	防毒マスク	搭乗者数	毒性ガスの種類に適した隔離式防毒マスクとする。					○	○	
	空気呼吸器	〃	圧縮空気放出肺力式空気呼吸器とする。					○		
	保護衣	〃	ﾋﾞﾆｰﾙ引き布製又はゴム引布製の上衣等で緊急に着用できるもの					○	○	
	保護手袋	〃	ゴム又は革	○	○	○	○	○	○	○
	保護くつ	〃	〃	○	○	○	○	○	○	○
資材	赤旗	1		○	○	○	○	○	○	○
	赤色合図灯又は懐中電灯	1	車両備付けでよい	○	○	○	○	○	○	○
	メガホン又は携帯用拡声器	1	消石灰の摘要欄に掲げる以外の毒性ガスのときは携帯用拡声器	○	○	○	○	○	○	○
	ロープ	15m以上	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素は、15ｍ×２本以上	○	○	○	○	○	○	○
	布類（毛布等）、ポリエチレンシート等							○	○	
	車止め	２以上		○	○	○	○	○	○	○
	バケツ	1						○	○	
	漏えい検知剤	1	高圧ガスの種類に応じたもの	○	○	○	○	○	○	○
薬剤	消石灰	40kg以上	塩素、塩化水素、ホスゲン、亜硫酸ガス等効果のある液化ガスに適用し、雨水が当たらないように措置した箱に入れること。					○		
		20kg以上							○	
工具	モンキースパナ	1	車両備付けの工具で適合するものは代用できる。(車両に積載した容器の場合は除く)	○	○	○	○	○	○	○
	容器バルブ開閉用グランドスパナ	1	運送した容器に適合したもの（車両に固定した容器及び容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く）		○	○	○	○	○	○
	容器バルブグランドスパナ	1	運送する容器に適合したもの（車両に固定した容器の場合を除く）		○	○	○	○	○	○
漏洩防止器具	防災キャップ	1	運送する容器に適合したものとし、パッキン又はシールテープを付属すること。(車両に固定した容器の場合は除く)					○	○	
	容器バルブ用袋ナット又はプラグ	1	運送する容器に適合したもの。(車両に固定した容器の場合を除く)		○	○	○			
必要書類	応援を受ける措置等運送途上における災害防止のための書面		[可燃性ガス、酸素]3t、300ｍ³以上 [毒性ガス]１ｔ、100ｍ³以上 [特殊高圧ガス]（△印）	○	○			○ △	 △	
	運送中の災害防止のための注意書			○	○	○	○	○	○	
	防災事業所一覧表			○	○	○	○	○	○	○

（移動時の措置）

第 23 条　運送中は、次の各号に配慮して行うものとする。

（1）　警戒標は、金属板又はこれと同等の材料に地色は「黒」とし、文字は「高圧ガス」で黄赤または黄と定められているため、長年使用した退色した警戒標は、法令規制を受けることとなる。

（2）　高圧ガスを移動する運送者は、配送中の荷下ろしの駐車でも、公共交通機関等の停車場所付近の駐車において、交通法規はもとより交通の妨げにならないよう配慮して駐車する。

（3）　運送は、運送者以外の者（法令適用除外を除く）が行ってはならない。

（4）　運送は、余裕ある運送計画により行う。

（5）　夏季（6 月～9 月）の気温が 35 度以上の夏日において、車両に積載した容器の表面温度が 40 度以上にならないようシート掛け等、直射日光を遮る措置を行って運ぶ。

（6）　突出したバルブのある充塡容器は、固定式プロテクター又はキャップをして輸送すること。

（7）　充塡容器等は、原則として車両の荷台の前方に寄せ、ベルトラッシング等を使用して確実に車両の荷台に固縛すること。なお、積み方並びに固縛については、例示基準により規定が定められている。

ア　固縛時のベルトラッシング等は、各メーカー使用期限内でキズや損傷及び摩耗のないものを使用する。

イ　ベルトラッシング等の締め具には、使用開始時ベルトに使用開始年月を記載し、使用期限が過ぎたものは、使用しないなどの安全配慮を講ずる。

ウ　ベルトラッシング等で固縛を見せかけた疑似行為によるベルト掛けをしないこと。

エ　充塡容器等は、側板又はアオリに固定して運送しない。この行為は、法令に抵触するので、作業効率での積載をしない。

（8）　携行品は、月 1 回点検するとともに年 1 回は清掃し清潔を保つこと。特に赤旗・メガホン等は、事故時等において応援者や協力者に使用しもらう場合があるので、清掃し、清潔を維持するよう配慮しなければならない。

（9）　凹凸のあるところを走行した後は、必要に応じていったん停止して、荷積みの状況、バルブのゆるみなどがないことを確認しなければならない。

(10)　高圧ガスの受入れ・払い出し、または充塡容器等の積み下ろし及びやむを得ない場合に停車し、車を離れる場合などは、車止めを確実に行う。

(11)　車両の故障などで駐車する場合は、赤旗・停止表示機材などを掲げて、他車との接触を避けること。

(12)　運送者は、飲酒または健康状態に異変があるとき、配送業務を行わない。

(13)　駐車時間が概ね 2 時間を超える場合、貯蔵関係の法令の規制を受け、罰則の適用を 受けるとされているから駐車時間には注意を要する。また、運転手が乗車中であっても法令規制を受けることとなっている。

(14)　充塡容器等と消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物は混載してはならない。ただし、次に掲げるものは例外とする。

ア　圧縮天然ガス又は不活性ガスの充塡容器（内容積 120 ℓ 未満のものに限る）と同法別表に掲げる第 4 類の危険物との場合

イ　アセチレン又は酸素の充塡容器等（内容積が 120 ℓ 未満のものに限る）と別表に掲げる第 4 類の第 3 石油類又は第 4 石油類の危険物との場合

(15)　塩素の充塡容器とアセチレン、アンモニア又は水素の充塡容器等は、混載して運ばない。

（点検等の遵守）

第 24 条　点検は、次により行うものとする。

（1）　点検は、日常点検（運送開始時及び終了時)、月 1 回点検並びに年 1 回点検を行う。ただし、点検項目のうち温度４０度以下に保つ措置については、6 月～9 月のみ点検を実施する。

（2）　道路運送車両法に基づく点検・整備を行う。

（3）　貨物自動車運送事業法に準ずる点呼を行う。貨物自動車運送事業法に基づく登録をしていない事業所も準拠して行う。

（4）　高圧ガスについては、次の点検表により行う。

なお、点検表は、協議会が別に定める「点検表点検項目一覧」を参考に事業者がこの項目及びその他必要とする項目で作成したものとする。

ア　一般高圧ガスバラ積み点検表

イ　液化石油ガス~~のみ~~バラ積み点検表

ウ　タンクローリー点検表

エ　バルクローリー点検表

（交通法規の遵守）

第 25 条　事業者は、交通規制はもとより交通違反事故に伴う罰則の強化に関する法令を十分理解すること。

2　事業者は、各種講習及び安全週間に積極的に参加・協力をすること。

3　事業者は、大規模災害時の交通規制を事前に運送者と共有しておくよう努めること。

4　事業者は、危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの運行の禁止又は制限の公示情報の把握に努め遵守すること。

5　協議会は、交通安全協会等が実施する各種講習会や安全週間等諸行事の情報を積極的に提供すること。

6　事業者は、協議会等から提供される事故に関する資料を運送者に水平展開し、事故防止に努めること。

（地震発生時の対応）

第 26 条　大規模地震発生時には、高圧ガス運送業者警戒宣言発令時応急措置基準並びに警戒宣言発令時に伴う高圧ガス運送車運行措置指針に基づき災害を防止し、地震時の保安を確保すること。

2　大地震が発生した場合、神奈川県警察においては、大規模災害等発生時の交通規制計画が発動され、「路線規制」や「面規制」が実施されます。なお、本件については、神奈川県警察ホームページより入手し、活用すること。

（労働関係法令及び貨物運送法令の遵守）

第 27 条　労働安全法令では、高圧ガスを運送するにあたって次の事項を遵守すること。

（1）運送者が高圧ガスを運送するにあたり、荷台での作業及び昇降機を用いて行う作業にあたり荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用のほかテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の実施。

（2）新たな化学物質規制が導入され化学物質を製造・取り扱う労働者に SDS の伝達や、リスクアセスメントの実施。

2　貨物自動車運送事業法に規定する次の事項を遵守すること。

（1）　運送者の飲酒及び健康状態等に関する点呼

（2）　過労にならないよう運転時間に配慮した運行計画

3　協議会は、労働安全法令及び貨物運送法令に関し、情報収集並びに情報提供に努めること。

（付　則）

1　平成 30 年 3 月 31 日の県高圧ガス運送基準廃止に伴い、平成 30 年 4 月 1 日より「（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会運送基準」を施行する。

なお、既に運送指導員に選任されている者は、平成 30 年度以降直近の運送指導員講習受講日までは、従前の例による。

2　令和 7 年度（2025 年度）事業により当該基準の見直し・改訂を実施し、令和 8 年（2026 年）4 月 15 日（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会理事会承認を経て、5 月 1 日より施行する。